

由利本荘市立子吉小学校 いじめ防止基本方針

【令和5年度版】

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- いじめは、どの子どもにも、おこりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子どもでも被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- いじめは「目に見えにくい」ものであり、よく見ようとしなければ見えない。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、いじめを認識していながら何もしないことも問題である。
- いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止のための取組～いじめを生まない土壌作り～

- 安心できる「居場所づくり」・学級、すべての教育活動を行う上で、安心できる「居場所づくり」に取り組み、自己存在感や充実感を感じることができるようになる。
- 人権教育の充実
 - ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものでない」ことを指導する。
 - ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に、人権意識の高揚を図る。
- 道徳教育の充実
 - ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
 - ・道徳科では、児童の心が揺さぶられる教材や資料を用い、人としての「優しさ」「思いやり」等に触れることによって、自分自身の生活を振り返り、いじめを生まない心情を育成する。
 - ・道徳科の授業を保護者や地域の方に公開したり、通信等で知らせたりするなど、思いやりの心等道徳性に関する情報提供をする。
- 特別活動や体験活動の充実
 - ・児童自らが諸問題を解決していく過程で、他者と関わる機会を増やし、健全な人間関係作りに努める。
 - ・体験活動を多く取り入れ、生命に対する畏敬の念、感動する心等に自らが気付くようにする。
 - ・児童主体の活動を取り入れ、互いのよさを認め合ったり、自己有用感を感じ取ったりできるようにする。

3 いじめの早期発見のための取り組み

- 複数の教師による日々の観察
 - ・観察の視点を明記したチェックリストを作成し、教師が子どもを見るポイントを明らかにする。
 - ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を心がける。
 - ・休み時間や昼休み、放課後等の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教師がいる」ことを目指す。
- 定期的なアンケート（無記名アンケートを含む）の実施
 - ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、定期的実施する。その他、実態に応じて随時実施する。
 - ・アンケートの活用を図り、教職員で結果を共有する。
- 保護者との連携
 - ・連絡帳や電話連絡のやりとりから、保護者の思いや悩みをくみ取り、日常的に教育相談を行う。
 - ・7月や12月の面談、または必要に応じて個別面談を行う。

4 いじめの組織的対応

○いじめ防止対策委員会

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策委員会を設置し、必要に応じて学校運営協議会代表、PTA会長、スクールカウンセラー等を加えた委員会を開催する。

○職員会議での情報交換及び共通理解

- ・月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

○留意点

- ・対応策の検討と組織的対応
- ・迅速で的確な実態把握
- ・いじめを受けた子やその保護者の心情に寄り添った丁寧な対応
- ・いじめを行った子どもの成長を促す指導と心のケア
- ・スクールカウンセラー、関係機関との連絡、調整

5 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

○保護者や地域との連携の基本方針

- ・児童、保護者、地域と学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。

○保護者からの相談への対応

- ・保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

○関係機関との連携

- ・必要に応じて、警察、児童相談所、子育て支援課、教育委員会、スクールカウンセラー等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

○連携作りの基盤として

- ・生徒指導だより等による情報発信
- ・学級PTAによる説明・協議
- ・相談窓口、相談機関の周知

6 いじめと疑われる事案が発生したとき

- ① いじめと疑われる事案を発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめが重大事態と認められる場合は、市教育委員会に直ちに報告する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態のとらえ方

- ・子どもが自殺を企画した等、子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・年間30日を目安に、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、または一定期間連続して欠席しているような場合

(2) 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「いじめ・不登校等問題連絡会議」を調査期間として設置し、事態の対応にあたる。
- ・以後の対応については、「由利本荘市いじめ防止基本方針」によるものとする。